

議第27号

権利の放棄について

県は、次により権利を放棄するものとする。

1 放棄する債権の内容及び相手方

区分	金額	相手方
測量、土木コンサルタント等業務の受注に係る不法行為による損害賠償請求事件の訴訟上の和解のための解決金に係る債権	5,728,280円及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金	南陽市高梨936番地の4 株式会社マエダ

2 放棄する理由

債権の回収が不能であるため、権利を放棄するものである。

提案理由

測量、土木コンサルタント等業務の受注に係る不法行為による損害賠償請求事件の訴訟上の和解のための解決金に係る債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案するものである。